

○山口県警察におけるDNA型照会業務運用要領

平成 17 年 9 月 27 日
山口刑研第 96 号
山口鑑第 537 号
山口刑企第 318 号
山口刑捜一第 448 号
山口刑捜二第 448 号
山口刑組第 394 号
山口生企第 586 号
山口交企第 445 号
山口備公第 261 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、DNA型記録取扱規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 15 号。以下「規則」という。）、DNA型記録取扱細則（平成 17 年警察庁訓令第 8 号）、科学鑑定及び検査の実施に関する要綱（平成 28 年 12 月 21 日付け山口刑研第 108 号）その他別に定めがあるもののほか、山口県警察におけるDNA型照会業務について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要領における用語の意義は、規則に定めるところによる。

(運用責任者)

第 3 条 警察本部に、運用責任者を置く。

2 運用責任者は、刑事部科学捜査研究所長をもって充てる。

3 運用責任者は、警察庁運用責任者（警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「犯罪鑑識官」という。）をいう。）の指導及び調整の下に、DNA型照会業務用端末装置（以下「端末装置」という。）及び端末装置の用に供するプログラム（以下単に「プログラム」という。）を用いる被疑者DNA型記録、遺留DNA型記録又は変死者等DNA型記録（以下これらを総称して「DNA型記録等」という。）の作成及びDNA型照会業務に関する事務を総括する。

(運用担当者)

第 4 条 刑事部科学捜査研究所（以下「科学捜査研究所」という。）に、運用担当者を置く。

2 運用担当者は、次条に規定する操作担当者の中から運用責任者が指定する職員をもって充てる。

3 運用担当者は、運用責任者を補佐し、端末装置及びプログラムの運用及び管理に関する事務を処理する。

(操作担当者)

第5条 科学捜査研究所に、操作担当者を置く。

2 操作担当者は、運用責任者が指定する職員をもって充てる。

3 操作担当者は、運用担当者を補佐し、端末装置の操作に関する事務を処理する。

4 操作担当者は、DNA型照会業務の遂行以外の目的で端末装置を操作して登録、検索等を行ってはならない。

（保有照会運用管理者）

第6条 被疑者DNA型記録の保有の有無の照会（以下「保有照会業務」という。）を運用する所属（科学捜査研究所を除く。以下「運用所属」という。）に、保有照会運用管理者を置く。

2 保有照会運用管理者は、運用所属の長をもって充てる。

3 保有照会運用管理者は、運用責任者の指導及び調整の下に、端末装置及びプログラムを用いて保有照会依頼を作成し、これを警察庁へ送信するなどの事務を行う。

（保有照会運用担当者）

第7条 運用所属に、保有照会運用担当者を置く。

2 保有照会運用担当者は、保有照会運用管理者が指定する職員をもって充てる。

3 保有照会運用担当者は、保有照会運用管理者を補佐し、端末装置及びプログラムの運用及び管理に関する事務を処理する。

（保有照会操作担当者）

第8条 運用所属に、保有照会操作担当者を置く。

2 保有照会操作担当者は、保有照会運用管理者が指定する職員をもって充てる。

3 保有照会操作担当者は、保有照会運用担当者を補佐し、端末装置の操作に関する事務を処理する。

4 保有照会操作担当者は、保有照会業務の遂行以外の目的で端末装置を操作して照会を行ってはならない。

（情報等の提供）

第9条 運用責任者がDNA型記録等を作成する場合において、犯罪捜査を担当する警察本部の課長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）は、運用責任者に対し、当該DNA型記録等の作成に必要な資料、情報等を提供しなければならない。

（通知）

第10条 運用責任者は、規則第5条第4項の規定による警察署長等への通知を行うときは、警察電話により行うものとする。

（記録の抹消）

第11条 運用責任者は、DNA型記録等を犯罪鑑識官へ送信し、犯罪鑑識官から対象結果の通知を受けたときは、当該DNA型記録等に係る電磁的記録又はそれを印字した用紙等を完全に消去し、又は廃

棄しなければならない。

（情報提供の範囲）

第 12 条 犯罪鑑識官が保管する D N A 型記録等の情報は、その保有目的の範囲内において警察内部で利用するものであって、警察以外の者に提供してはならない。

（情報技術推進課長の助言）

第 13 条 警務部情報技術推進課長は、端末装置の使用について、運用責任者に対して必要な助言を行うものとする。

（情報セキュリティ等）

第 14 条 D N A 型照会業務に係る情報セキュリティ並びに外部記録媒体に関する取扱い並びに入力資料及び出力資料並びに照会に関する記録の取扱いについては、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 20 年 12 月 25 日山口刑研第 151 号）

この要領は、平成 21 年 1 月 4 日から施行する。

附 則 （平成 29 年 2 月 23 日山口刑研第 24 号）

この要領は、平成 29 年 2 月 27 日から施行する。

附 則 （令和 5 年 3 月 3 日山口警務第 157 号山口県警察の組織改編に伴う関係例規通達の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。